

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

高額療養費制度の見直しについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省保険局保険課通知により、高額療養費制度については、そのセーフティネット機能を将来にわたって堅持し、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮したうえで、令和8年8月と令和9年8月からの二段階に分けて、制度の見直しがされることとなりました。

つきましては、このうち令和8年8月からの当該制度の見直し内容については、下記のとおりとなりますので、事務担当者様及び被保険者のみなさまへご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 見直し年月日 令和8年8月1日
2. 見直し内容 (1) 月額上限額の引き上げ
 ※ ただし、多数回該当の上限額は、据え置かれます。
 (2) 年間上限額の新設
 (3) 70歳以上の方を対象とした、外来特例における月額
 上限額の引き上げ
3. その他 (1) 詳細につきましては、同封いたしました「令和8年8
 月から高額療養費制度が見直されます」(両面刷り)の
 リーフレットをご参照ください。
 (2) 令和9年8月からの当該制度の見直し内容につきまし
 ては、詳細が決定され次第、後日改めてご通知いたしま
 す。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 給 付 係
電 話 03-3866-8141
ダイヤル番号「2」